

大分市都市公園等使用届

令和 年 月 日

大分市長 殿

申請人 郵便番号 〒

住所・所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

担当者・連絡先

都市公園等の使用について、下記の通り届出します。

1 公園名					
2 行為の位置 または公園施設			3 行為の面積		
4 行為の内容					
5 行為の目的					
6 行為の期間 および時間	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで				
	令和 年 月 日 時 分から 時 分まで				
7 復旧方法	原形復旧		8 利用予定人数		
9 その他	指定された場所時間を守り、他団体に迷惑をかけないこと。 他の公園利用者と譲り合い、迷惑をかけないようにすること。 出たゴミは全て持ち帰ること。また、公園の清掃(草、石拾い、トイレ等)をお願いします。 トイレトーパー類は申請者の責任において用意すること。 周囲に迷惑をかけないよう音量には注意すること。 田ノ浦ビーチの使用開始前および終了後、レストハウス内の管理人へ必ず連絡をすること。				
10 使用条件	ア 都市公園法(昭和31年法律第79号)および都市公園法施行令(昭和51年政令第290号)ならびに大分市都市公園条例(昭和32年11月条例第46条)を守らなければならない。 イ 使用中施設を損壊又はき損したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。 ウ 使用中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。 エ 施設の改良その他公益上必要となったときは、使用できない場合がある。 オ 使用期間および時間は厳守しなければならない。 カ 使用した者は、きれいに後片付けをし、使用前の状態に復さなければならない。				
回覧	課長	参事	参事兼 グループリーダー	公園管理担当班 (東部 ・ 西部)施設維持担当班	担当